

屋外型トレーニングセンター東屋設置事業

要求水準書

令和 7 年 5 月

宮 崎 県

I 概要

1 所在地等

- ・事業計画地：宮崎県宮崎市山崎町浜山 415 番 87（屋外型トレーニングセンター内）
- ・開発面積：65,398.69 m²
- ・都市計画区域：市街化調整区域

2 事業スケジュール（予定）

本業務の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和 7 年 6 月下旬
設計期間	契約締結の日から令和 7 年 9 月下旬まで
申請（行政手続き） 期間	令和 7 年 10 月下旬まで
施工期間	令和 7 年 11 月中旬～令和 8 年 1 月上旬
事業終了	令和 8 年 2 月 28 日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性がある。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、セについては、宮崎県総務部が定める各仕様書を商工観光労働部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 電気設備工事監理指針

- シ 機械設備工事監理指針
- ス 官庁施設の総合耐震計画基準
- セ 建築設計業務委託共通仕様書（宮崎県総務部）
- ソ その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力は、発電機（低騒音型）を設置すること。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や周辺宿泊施設利用者、ゴルフ場利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続き、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。

II 設置条件等

1 基本的な考え方

（１）配置計画

- ① 施設は、利用者、来場者が雨よけや日よけとして使用することを基本としつつ、Ｊリーグチームのキャンプなど大規模な合宿では倉庫として活用する東屋を配置・設計することとする。
- ② 本件敷地は、オーシャンドームを解体した際に発生したコンクリートがらで埋め戻されていることに留意すること。
- ③ 周辺に隣接する施設に影響が出ないよう配慮すること（井戸枯れや井戸水の塩水化等）。

（２）意匠計画

- ① 魅力的なデザインであること。
- ② 施設の外観・内装は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。
- ③ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に違反しないこと。

（３）施設の環境

- ① 施設利用者が快適に利用できるスペースを確保すること。
- ② 環境、防音、省エネルギー対策等に配慮したものとする。

（４）施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
- ② 施設・設備等は十分な耐久性を備えたものとし、塩害対策や防蟻等の処置を施すこと。
- ③ その他、施設利用者及び観覧者の安全性に考慮したものとする。
- ④ 海辺に近い当該地特有の塩害や台風被害が多い地域であることを考慮した設計・仕様とする。

と。

(5) 県産材の活用計画

- ① 県産材*1を活用し、県産材の活用をPRできるものとする。

※1 「県産材」とは、宮崎県内で生産、加工された製品であって、森林に関する法令に照らし、適切に手続きされて流通している木材であることが証明できる木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議の上決定する。

2 計画施設の概要

(1) 東屋

- ① 設置位置

屋外型トレーニングセンター内で県が指定する位置

- ② 規模

建築面積は100㎡程度とし、東屋の幅は南北を6m、東西を16mを基本とすること。

- ③ 構造

構造は木造とする。

- ④ 仕様

ア 天井高は、3m程度とすること。

イ 柱数は可能な限り少なくすること。

ウ 南面の柱の間隔を最大限確保すること。

エ 南面には、壁や木柵を設置しないこと。その他の面については適宜提案すること。

オ 床面は土間コンクリート仕上げとすること。

カ 照明設備は想定していない。ただし、提案は否定しない。

キ 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。

ク 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。

- ⑤ その他

④仕様に記載の事項以外に、配置した方がよいと思われる設備、設計があれば提案すること。
この場合、請負金額の増額は行わない。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

1 設計・工事監理業務

(1) 設計内容

屋外型トレーニングセンターの工事实施に先立ち次の設計業務を行うこと。

- ① 基本設計

実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。

② 実施設計

- ・実施設計においても準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
- ・本水準書Ⅰ 3 関連法令、適用基準等を遵守すること
- ・本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方及び同 2 計画施設の概要を反映させること。
- ・計画的で無理のない工程とすること

（２）打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は４回とする。また、第１回打ち合わせ、基本設計終了時及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 基本設計業務着手時
- ② 調査開始時
- ③ 基本設計終了時
- ④ 実施設計終了時

（３）設計及び施工の配置技術者

次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、様式３号に記載するとともに、資格や従事した経歴が分かる資料を添付すること。

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある以下の技術者を専属でそれぞれ配置すること
- ② 設計における管理技術者については次のアの事項を、担当技術者については次のイの事項を満たす者とする
 - ア 一級建築士の資格を有する者
 - イ 次のいずれかに該当する者であること
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者
 - ・建築設備士の資格を有する者
 - ・第一種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・第二種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・第三種電気主任技術者の資格を有する者
- ③ 工事における主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかに該当する者を専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注）は専任を要しない
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者
 - ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ・二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者
 - ・建築工事業に関して建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

（注）「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス

（R7.3.18 建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例２号）の取扱いについて）」を確認すること。

（４）行政手続き業務

本業務で行う設置工事及び県が屋外型トレーニングセンター内に別に整備する観客席、防犯用車留（観客席と防犯用車留を合わせて、以下、「観客席等」）の設置工事が１０月２０日までに着手で

きるよう、以下の手続きを行うこと。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

- ① 県が宮崎市から受けた建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に規定される許可（令和 6 年 12 月 24 日付け宮建指令第 3 号 27）及び県が行った建築基準法第 18 条第 2 項に規定される計画通知（令和 7 年 1 月 31 日）の取り下げ
- ② 東屋と観客席等の設置に係る建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に規定される許可申請及び建築基準法第 18 条第 2 項に規定される計画通知申請に係る手続き
- ③ 都市計画法第 29 条に規定される開発許可要否申請及び都市計画法第 43 条に規定される市街化調整区域における建築確認の申請の要否の確認。必要に応じて両規定の手続き
- ④ 福祉のまちづくり条例の申請手続き
- ⑤ 景観条例に関する手続き
- ⑥ 文化財保護法に係る手続き

2 施工業務

施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。